

令和8年9月1日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
国政内科医院	広島市南区宇品神田4丁目9-22	令和8年8月1日

名称	所在地	休止年月日
----	-----	-------